

民生委員・児童委員の一斉改選に伴う対応について

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第10条により3年と定められていることから、現在の民生委員・児童委員の任期が令和7年11月30日をもって満了します。

この3年ごとの改選を「民生委員・児童委員の一斉改選」といいます。

民生委員・児童委員の選考に対する協力依頼を行うため、船橋市自治会連合協議会及び船橋市民生児童委員協議会へ説明を行います。

4月以降の候補者推薦の日程は以下のとおりとなります。

1. 協力依頼

船橋市自治会連合協議会 執行部会・常任理事会

船橋市民生児童委員協議会 三役会・理事会

2. 再任希望調査

①一斉改選に係る再任希望調査 （2月下旬）※地域福祉課に提出

3. 4月以降候補者推薦日程

①民生委員候補者選考準備依頼文書の送付

- ・自連協会長、地区連会長宛 （4月中旬）
- ・民児協会長、地区民児協会長宛 （4月中旬）
- ・町会・自治会長宛 （4月下旬）

②地区推薦準備会設置・委嘱状交付 （5月下旬）※全体（説明）会を開催

③候補者個人調書の配付 （5月下旬～6月上旬）

④候補者個人調書の提出 （7月上旬）※地域福祉課へ提出

⑤地区推薦準備会における候補者の審査（8月上旬）

※日程の詳細は5月の全体（説明）会時に連絡

⑥民生委員推薦会における審査 （8月下旬）

⑦民生委員審査専門分科会における審査（8月下旬～9月上旬）

⑧国への候補者の推薦 （9月30日）

船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

1) 改正の背景

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第10条により3年と定められていることから、現在の民生委員・児童委員の任期が令和7年11月30日をもって満了します。

前回の定数条例改正から3年が経過し、人口増、住宅開発、高齢化等、市内の各地域の実情に変化が生じていることから、これに対応するため定数を改正するものです。

改正案は各地区からの要望をもとに作成しました。

2) 改正内容・施行日

定数を「794人」から「795人」に改めます。

一斉改選にあわせて令和7年12月1日に施行します。

民生委員・児童委員定数	:	795人（1人の増員）
（内 訳）区域担当民生委員・児童委員	:	740人（1人の増員）
主任児童委員	:	55人（変更なし）

《各地区要望結果》

①増員要望地区（1地区）

湊町地区 1名（区域担当1名）

②現状維持要望地区（23地区）

③減員要望地区（0地区）

3) 配置基準について

地方分権改革一括法が平成25年6月7日付で制定され、民生委員法が一部改正されました。

これまで国より示されていた下記の民生委員の配置基準が「従うべき基準」から「参酌基準」とされるとともに、民生委員の定数については、都道府県・政令指定都市・中核市が条例で定めることとなりました。

《参酌基準》

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

 該当

(注) 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第 254 条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口とする。

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含まないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

4) 改正定数における民生委員・児童委員一人あたりの受持世帯数

国の定数基準（直近の国勢調査の総世帯数）から算出した受持ち世帯数：約 3 6 5 世帯

【算 出】 2 8 9 , 9 1 6 世帯 ÷ 7 9 5 人 ÷ 3 6 5 世帯

(R 2 国勢調査総世帯数) (定数) (一人あたりの受持世帯数)

5) 関係機関等からの意見聴取状況

- R6. 8 船橋市自治会連合協議会執行部会・常任理事会にて定数要望調査への協力を依頼
- R6. 8 船橋市民生児童委員協議会理事会にて定数要望調査を依頼
- R7. 1 船橋市民生委員推薦会にて定数変更について報告
- R7. 1 船橋市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会にて定数変更について報告
- R7. 3 船橋市社会福祉審議会にて定数変更について報告

民生委員・児童委員の推薦母体の追加について

令和7年度一斉改選に向けた準備として、民生委員の推薦の流れについて改善できるところがないか、民児協内の組織である自立支援対策問題研究部会において検討を行ってまいりました。

その中で、今回の一斉改選からは民生委員の推薦フローの中で、地区民協を推薦母体として追加してみてはどうかということで部会内において案がまとまり、その後、民児協の理事会で、その案について承認されましたので、内容についてご報告させていただきます。

【変更内容比較】

地区民協を推薦母体として追加した場合の推薦フロー（新）	従来の推薦フロー（旧）
①町会・自治会からの推薦 町会・自治会からの推薦 ↓ 地区連会長の承認 ↓ 地区民協会長の承認	①町会・自治会からの推薦 町会・自治会からの推薦 ↓ 地区連会長の承認 ↓ 地区民協会長の承認
②地区民協からの推薦 →町会・自治会から推薦することが難しい場合、地区民協が候補者の推薦に協力する。 例）候補者が町会・自治会に加入していないエリアに居住している場合等 地区民協からの推薦 ↓ 町会長・自治会長の承認 ※候補者が町会・自治会に属していないエリアに居住している場合、省略可能 ↓ 地区連会長の承認	